

## ◇福井坂井地区広域市町村圏事務組合安全衛生管理遵守義務

昭和 63 年 4 月 1 日

改正 平成 5 年 4 月 1 日

平成 11 年 3 月 31 日

(趣旨)

第 1 条 この遵守義務は、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）第 12 条の 2 の規定に基づき、福井坂井地区広域市町村圏事務組合清掃センターの職員の職場における労働災害の防止及び疾病の予防を図るため、安全衛生上必要な基準及び責任体制に関し、必要な事項を定めるものとする。

(安全衛生推進者の責務)

第 2 条 安全衛生推進者は、職員の安全及び健康に留意し、災害防止のため安全施設及び快適な職場環境の整備並びに健康の維持増進に必要な措置を講じなければならない。

2 安全衛生推進者は、職務を補助させるため、職員のうちから作業主任者を選任することができる。

3 安全推進者は、所管する機械器具その他の設備を常に安全かつ良好な状態に維持するとともに、作業手順の改善、被服の貸与、保護具の着用等安全管理上必要な措置を講じなければならない。

4 前項の機械器具その他の設備について定期的に自主検査を行い、その結果を記録しておかなければならない。

5 職員に対する災害の発生の危険が急迫したときは、直ちに作業の中断、退避等の適切な措置を講じなければならない。

6 前項の措置を講じたときは、直ちに上司に報告しなければならない。

(作業主任者の選任)

第 3 条 職員の労働災害を防止するため、作業主任者を選任する。

2 作業主任者は、第 1 条の趣旨を理解し所属長の指示に従うこと。

(健康診断と受診義務)

第 4 条 職員は、財団法人福井県予防医学協会及び福井市が実施している健康診断並びに体力測定を受診しなければならない。

2 そのほか職員に対し必要に応じて予防接種を実施する。

(職員の遵守事項)

第 5 条 職員は、安全施設及び職場環境の整備改善に努力するとともに、健康の維持及び疾病の予防に努めるものとする。

(その他)

第 6 条 この遵守義務に定めるもののほか、職員の安全管理及び衛生管理に関し必要な事項は、福井市職員安全衛生管理規則（昭和 60 年福井市規則第 28 号）を準用する。

附 則

この遵守義務は、公布の日から施行する。

附 則（平成 5 年 4 月 1 日）

この遵守義務は、平成 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成11年3月31日）

この遵守義務は、平成11年4月1日から施行する。